



—— しなやかに、限りなく
MOTION & CONTROL ——

● は当社地域統括拠点

(第154期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第154期 報告書

平成26年(2014年)4月1日から
平成27年(2015年)3月31日まで

日本精工株式会社

目次 | CONTENTS

事業報告	2
1 企業集団の現況に関する事項	2
2 会社の株式に関する事項	14
3 会社の新株予約権等に関する事項	15
4 会社役員に関する事項	17
5 会計監査人の状況	23
6 会社の体制及び方針	24
連結計算書類	34
計算書類	38
監査報告	41
ご参考	45

企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

- ① 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
- ② 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
- ③ 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
- ④ 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
- ⑤ グローバル経営をめざす。

(NSK企業理念体系より)

● 期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

1. 期末配当金 **1株につき16円**
2. 期末配当の効力発生日 **平成27年6月3日(水)**
並びに支払開始日

◆ 連結決算ハイライト<ご参考>

売上高

平成26年3月期

8,717億円

前期比

+11.8%

平成27年3月期

9,749
億円

営業利益

平成26年3月期

680億円

前期比

+43.0%

平成27年3月期

973
億円

経常利益

平成26年3月期

668億円

前期比

+36.3%

平成27年3月期

910
億円

当期純利益

平成26年3月期

312億円

前期比

+98.8%

平成27年3月期

620
億円

▶ ごあいさつ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の報告書をお届けいたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

本報告書を通して当社グループの事業をご理解いただき、より一層のご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

当社は、平成28年11月に創立100周年を迎えます。この機会に、これまでの歴史を振り返り、企業理念実現のための指針「NSKビジョン2026」を策定し皆様へ発信してまいります。

取締役 代表執行役社長 **大塚 紀男**

▶ 事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指し、平成25年4月より3年間の中期経営計画に取り組んでいます。事業戦略としては「収益重視の成長」、経営基盤の強化に向けては「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を推進しています。

当連結会計年度の世界経済を概観すると、日本経済は、消費税増税後の消費回復が緩慢にとどまるなか、原油価格下落の影響や政府・日銀による各種政策効果もあり、緩やかな回復基調となりました。米国経済は堅調な回復が続きました。欧州では、政府債務問題や地政学的リスクによる影響はあるものの、ユーロ圏を中心に景気の持ち直し傾向が続きました。アジアにおいては、インド経済に持ち直しの動きがみられたものの、アセアンは総じ

て景気の足踏み状態が続きました。また、中国の景気拡大テンポが鈍化しました。

このような経済環境下、当連結会計年度の売上高は9,749億円と前期に比べて11.8%の増収となりました。営業利益は973億円(前期比+43.0%)、経常利益は910億円(前期比+36.3%)となりました。税金費用、少数株主利益等を控除した結果、当期純利益は620億円と前期に比べて98.8%の増益となりました。

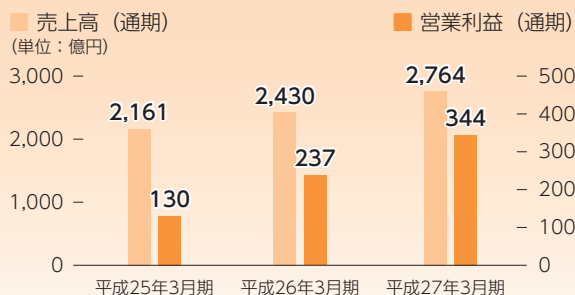
当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりです。

セグメント別の概況

産業機械事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移



売上高

2,764億円
(前期比13.7% ▲)

営業利益

344億円
(前期比44.9% ▲)

産業機械事業

28.4%

売上高

①産業機械事業

産業機械関連需要は、世界全体で緩やかな回復傾向が続いています。地域別にみると、日本では、スマートフォン関連設備需要が好調に推移し、工作機械向けや半導体向けを中心に売上高が増加しました。米州は、一般機械向けを中心に増収となりました。欧州においては、風力発電向けや工作機械向けが好調に推移し売上高が増加しました。中国は、鉄道車両向けや風力発電向け需要が景気刺激策も寄与して好調に推移しました。アセアンでは市場の停滞が続きましたが、アフターマーケット向けを中心に産業機械軸受の売上高が増加しました。

この結果、産業機械事業の売上高は2,764億円(前期比+13.7%)、営業利益は344億円(前期比+44.9%)となりました。

トピックス<ご参考>

大型ギヤボックス用 長寿命大形ころ軸受(AWS-TF™)

風力発電機など過酷な環境下で使われるギヤボックスの信頼性向上に貢献するため、NSKの独自開発材料と特殊熱処理技術を組み合わせることにより、従来品に比べ長寿命化を実現しました。



工作機械用高性能ボールねじ

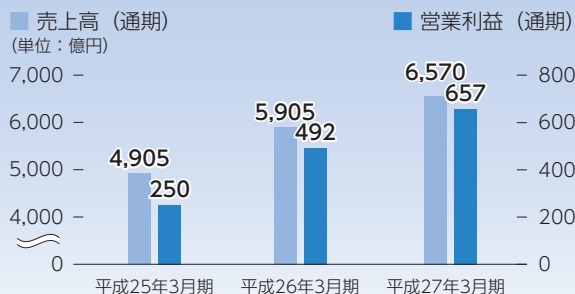


NC旋盤、マシニングセンター、研削盤など幅広い工作機械の位置決め精度向上に貢献するため、相反する特性である剛性維持と温度上昇低減を両立しました。

自動車事業

〈ご参考〉

売上高・営業利益推移

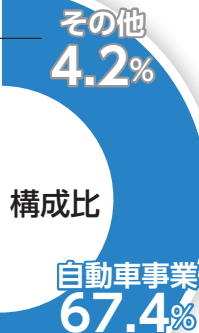


売上高

6,570億円
(前期比11.3% ▲)

営業利益

657億円
(前期比33.6% ▲)



②自動車事業

自動車市場は、中国市場の伸びに鈍化がみられましたが、北米市場が堅調に推移し、グローバルには緩やかな成長が続きました。地域別にみると、日本では、消費税増税後の市場回復に足踏みがみられ、自動車メーカーによる海外現地調達に対応した当社生産の海外移転の影響により売上高が減少しました。米州は、北米市場の堅調な成長に加え、日本からの生産移転による効果もあり増収となりました。欧州は、自動車市場の緩やかな回復が続き増収となりました。中国では、市場の伸び率が鈍化したものの、欧州系・日系向けを中心に自動車軸受の売上高が増加し、電動パワーステアリングの新規受注効果も寄与して大幅な増収となりました。その他アジアにおいては、各国の市場にばらつきがありましたが、日系・韓国系向けに売上高が増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は6,570億円(前期比+11.3%)、営業利益は657億円(前期比+33.6%)となりました。

トピックス<ご参考>

自動変速機(AT)用 超長寿命プラネタリシャフト

NSKの独自開発材料と熱処理を用い「超長寿命プラネタリシャフト」を開発しました。本製品と軸受をセットで使用することで、ATのプラネタリ機構の更なる小型・軽量化を実現。ATの高効率化と自動車の低燃費化に貢献します。



機能安全国際標準規格対応の電動パワーステアリング

欧州を中心に採用が進む“自動車向け機能安全国際標準規格[ISO26262]”に準拠し、新小型電子制御システムを搭載した「電動パワーステアリング」を開発し、高い安全性と信頼性を実現しました。本製品は、レーンキーピング等の高度な運転支援機能にも対応しています。



〔2〕設備投資の状況

当社グループは、「収益重視の成長」を事業戦略の基本方針として、新興国での事業拡大や、生産力・技術開発力の強化、ITインフラ基盤の刷新などの施策を展開しています。当連結会計年度の設備投資については、新興国を中心に増強投資を行いつつ、基盤強化のための投資も行いました。この結果、前期と比べて38億円増の492億円の投資となりました。

産業機械事業におきましては、中国の大形軸受工場及び欧州の玉軸受工場において増強投資を、日本においては生産性向上を目的とした投資を行い、合計118億円となりました。

自動車事業におきましては、中国の玉軸受及びステアリングの工場に、またメキシコの玉軸受工場に増強投資を行いました。ニードル軸受につきましても、日本及び中国で増強投資を行い、合計346億円となりました。

なお、その他は、日本及び海外の鋼球工場で28億円の投資を実施しました。

(単位：億円)

セグメント	平成27年3月期 設備投資額
産業機械事業	118
自動車事業	346
その他	28
合計	492

〔3〕資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金を充当しました。また、社債償還資金及び借入金返済に充当するため、平成26年9月に国内無担保普通社債400億円を発行しました。

当期末における借入金及び社債の残高は、前期末に比べて109億円増加し、3,264億円となりました。

〔4〕 対処すべき課題

① 企業価値の向上

当社グループは、平成25年4月よりあらたに平成28年3月期までの中期経営計画をスタートさせました。かかる中期経営計画では、平成28年の創立100周年に向け、売上高1兆円とそれを支える経営基盤の確立を目指し「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取り組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一步進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、「収益重視の成長」の施策として

- ・新興国での成長
- ・顧客戦略、セクター戦略強化
- ・生産力、技術開発力強化
- ・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

- ・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
- ・事業構造改革
- ・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

② コーポレートガバナンス・コードへの対応

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードについては、当社の持続的成長と企業価値の長期的な向上に資するものであると判断しています。その趣旨と精神を尊重し当社のコーポレートガバナンスの充実と情報開示とを適切に行えるよう取り組みを進めています。

③コンプライアンス強化

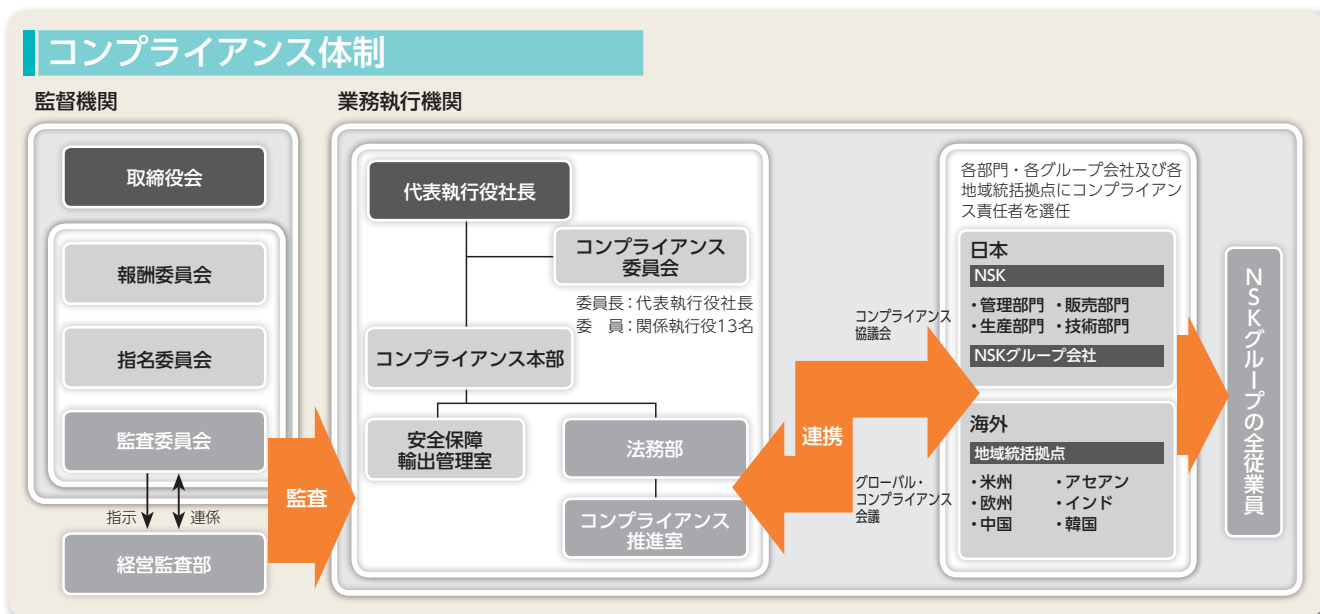
当社及び当社グループは、平成23年の日本の公正取引委員会による立入検査以来、全社をあげて、コンプライアンス強化をグローバルに実施してきました。

平成26年8月に、中国当局より過去の軸受取引に同国独占禁止法違反があったとして、1億7,492万人民元の制裁金支払い命令を受け、これを納付しました。

また、同年9月に、日本の公正取引委員会による他社に対する処分の発表の中で、当社子会社株式会社天辻鋼球製作所について、過去の鋼球製品取引に独占禁止法違反があった旨の言及がありました。同年11月には、当社及び当社子会社のNSK韓国社が、韓国当局から過去の軸受取引に同国公正取引法違反があったとする決定を受けました。いずれも当局調査に全面的な協力を行った結果、是正命令等は受けていません。

今後も継続して、法令遵守の徹底及び企業の社会的責任に基づいた事業活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 財産及び損益の状況の推移

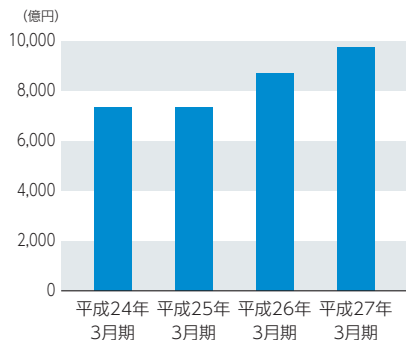
	第151期 (平成24年3月期)	第152期 (平成25年3月期)	第153期 (平成26年3月期)	第154期 (平成27年3月期)
売上高	733,192百万円	732,842百万円	871,742百万円	974,885百万円
経常利益	42,004百万円	30,310百万円	66,785百万円	91,002百万円
当期純利益	28,514百万円	15,739百万円	31,167百万円	61,962百万円
純資産	299,066百万円	340,812百万円	382,155百万円	481,859百万円
総資産	845,073百万円	882,547百万円	1,000,932百万円	1,129,164百万円
1株当たり純資産	518.56円	591.36円	664.74円	842.69円
1株当たり当期純利益	52.75円	29.14円	57.70円	114.56円
自己資本利益率(ROE)	10.6%	5.2%	9.2%	15.3%

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 「1株当たり純資産」は期末の株式数、「1株当たり当期純利益」は期中の平均株式数により算出しています。

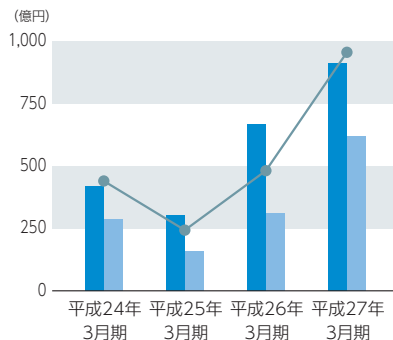
<ご参考>

■売上高

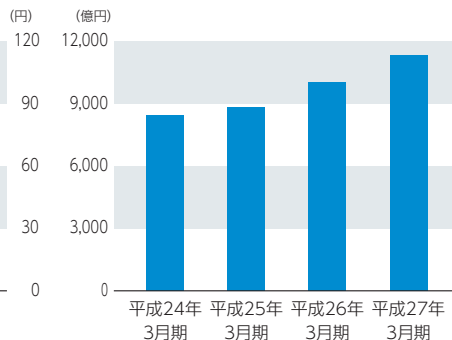


■経常利益 ■当期純利益

●1株当たり当期純利益



■総資産



〔6〕 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
NSKニードルベアリング株式会社	720百万円	(注) 3 (98.1%)	自動車軸受の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	195,700千米ドル	(注) 3 (100.0%)	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,800千リアル	(注) 3 (100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	406,297千ユーロ	(注) 3 (100.0%)	欧州関係会社の統括
NSK中国社	1,684,009千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、軸受等の販売
NSK昆山社	701,608千中国元	(注) 4 (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	産業機械軸受等の製造
NSK韓国社	30,000百万ウォン	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売

- (注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てています。
 2. 上記10社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。
 3. () 内の数字は、NSKオーバースーズ・ホールディングス株式会社(当社出資比率100.0%)の出資比率を含んでいます。
 4. () 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社でありますNSK中国社(当社出資比率100.0%)の出資比率を含んでいます。

〔7〕 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、「産業機械事業」、「自動車事業」の二つの事業を軸に事業展開しており、「産業機械事業」については、一般産業向けの軸受、ボールねじ及びリニアガイド等の製造・販売を、「自動車事業」については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機(AT)用部品等の製造・販売を主な事業としています。

事業	主要製品
産業機械	産業機械軸受 玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受 精密機器関連製品 ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自動車	自動車軸受 ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、玉軸受、自動変速機(AT)用部品 自動車部品 ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備、液晶パネル用露光装置等

〔8〕 主要拠点 (平成27年3月31日現在)

〈主要販売拠点〉

地 域	名 称	所 在 地	
日 本	当 社	東北支社	宮城県仙台市
		日立支社	茨城県水戸市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市
		関西支社	大阪府大阪市
		兵庫支社	兵庫県姫路市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
中部日本自動車部	愛知県豊田市		
中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市		
西日本自動車部	大阪府大阪市／広島県広島市		
米 州	NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.	
	NSKカナダ社	Ontario, Canada	
	NSKブラジル社	São Paulo, Brazil	
欧 州	NSK UK社	Nottinghamshire, U.K.	
	NSKドイツ社	Ratingen, Germany	
	NSKフランス社	Guyancourt, France	
	NSKイタリア社	Milano, Italy	
	NSKポーランド社	Kielce, Poland	
ア ジ ア	NSK中国社	中国 昆山市	
	NSKベアリング・マニュファクチャリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand	
	ラナーNSKステアリングシステムズ社	Tamil Nadu, India	
	NSK韓国社	韓国 ソウル市	

〈主要生産拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		福島工場	福島県東白川郡
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
		NSKマイクロプレジジョン株式会社	神奈川県藤沢市
		日本精工九州株式会社	福岡県うきは市
		井上軸受工業株式会社	大阪府富田林市
		NSKステアリングシステムズ株式会社	群馬県前橋市
		NSKニードルベアリング株式会社	群馬県高崎市
		NSKワーナー株式会社	静岡県袋井市
		株式会社天辻鋼球製作所	大阪府門真市
		NSKマシナリー株式会社	埼玉県久喜市
		NSKテクノロジー株式会社	神奈川県藤沢市
米 州		NSKコーポレーション社	Indiana, U.S.A.
		NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.
		NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Tennessee, U.S.A.
		NSKブラジル社	Suzano, Brazil
欧 州		NSKベアリング・ヨーロッパ社	Durham, U.K.
		NSKベアリング・ポーランド社	Kielce, Poland
		NSKステアリングシステムズ・ポーランド社	Walbrzych, Poland
アジア		NSK昆山社	中国 昆山市
		NSKステアリングシステムズ東莞社	中国 東莞市
		NSK万達ステアリングシステムズ杭州社	中国 杭州市
		NSKベアリング・インドネシア社	Bekasi, Indonesia
		NSKベアリング・マニュファクチャリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand
		サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand
		ラナーNSKステアリングシステムズ社	Haryana, India
		NSK韓国社	韓国 昌原市

世界に広がるNSKグループのネットワーク<ご参考>



	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
日本	36	22	6
アメリカ	10	7	1
カナダ	3		
メキシコ	1	1	
ブラジル	5	1	1
パルー	1		
アルゼンチン	1		
小計(米州)	21	9	2
イギリス	2	4	1
ドイツ	2	1	1
フランス	1		
イタリア	1		
オランダ	1		
スペイン	1		
ポーランド	3	4	1
ロシア	1		
トルコ	1		
アラブ首長国連邦	1		
南アフリカ	1		
小計(欧州)	15	9	3

	販売拠点	生産拠点	研究・開発拠点
中国	18	12	1
台湾	6		
シンガポール	2		
インドネシア	2	3	
タイ	3	2	1
マレーシア	4	2	
ベトナム	1		
オーストラリア	4		
ニュージーランド	1		
インド	8	4	
韓国	2	2	1
小計(アジア)	51	25	3
合計	123	65	14

(平成27年3月31日現在)

〔9〕 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

事業	従業員数	前期末比増減数
産業機械	10,209名 (2,129名)	491名減 (158名増)
自動車	17,848名 (1,761名)	1,140名増 (227名減)
全社(共通)・その他	3,031名 (401名)	15名減 (21名増)
合計	31,088名 (4,291名)	634名増 (48名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 臨時従業員数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

〔10〕 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	82,320百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	67,955百万円
株式会社横浜銀行	18,690百万円
富国生命保険相互会社	17,500百万円
明治安田生命保険相互会社	15,500百万円
日本生命保険相互会社	14,587百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

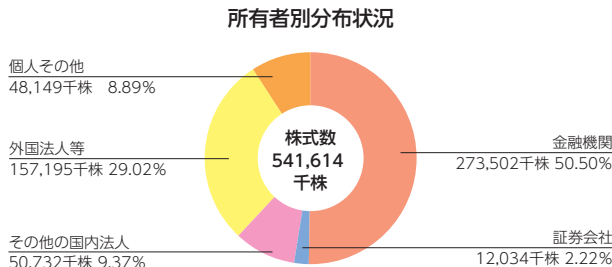
2 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,700,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 541,614,701株 (自己株式9,653,403株を除く)
 (3) 株主数 17,365名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	50,589千株	9.34%
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	27,600千株	5.09%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,518千株	5.08%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	26,726千株	4.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	20,796千株	3.83%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	18,211千株	3.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709千株	1.97%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	10,000千株	1.84%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,675千株	1.60%
日 本 精 工 取 引 先 持 株 会	7,073千株	1.30%

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は自己株式 (9,653,403株) を控除して計算しています。

株主分布状況<ご参考>



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

権 利 行 使 期 間		①		②		③	
		平成22年8月26日 ～平成27年8月25日		平成23年8月30日 ～平成28年8月29日		平成26年8月22日 ～平成31年8月21日	
付与 対象者 区分	取 締 役 (社外取締役を除く)	4名	88個	7名	114個	8名	186個
	社 外 取 締 役	0名	0個	1名	8個	4名	32個
	執 行 役	10名	65個	20名	143個	28名	332個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		153,000株		265,000株		550,000株	
新株予約権の発行価額		払込みを要しない		払込みを要しない		払込みを要しない	
1株当たりの行使価額		641円		831円		1,431円	

- (注) 1. ①、②は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、各々定時株主総会にて承認いただいたものです。
 2. ③は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会にて決議したものです。
 3. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。
 4. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しています。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

行 使 期 間	平成26年8月22日～平成31年8月21日	
発 行 し た 新 株 予 約 権 の 数	778個	
交 付 者 数 及 び 個 数	106名	778個
付 与 対 象 者 区 分	取 締 役 (社外取締役を除く)	8名 186個
	社 外 取 締 役	4名 32個
	執 行 役	28名 332個
	使 用 人	53名 159個
	関 係 会 社 の 取 締 役	13名 69個
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式	
目 的 と な る 株 式 の 数	778,000株	
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	払込みを要しない	
1 株 当 た り の 行 使 価 額	1,431円	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使の時点において当社の取締役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日（但し、権利行使期間内）までに限り、行使することができます。
- ② 新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができます。但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとします。

3. 新株予約権の取得条件

- ① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(注)2.①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、新株予約権を無償で取得できるものとします。

4. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しています。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(平成27年3月31日現在)

氏名	担当及び重要な兼職の状況
大塚紀男	指名委員会委員長
内山俊弘	報酬委員会委員
松原正英	
満江直樹	
芝本英之	
鈴木茂幸	
野上宰門	
市川達夫	監査委員会委員
鈴木和男	監査委員会委員長、住友大阪セメント株式会社 社外監査役
小原之夫	監査委員会委員、報酬委員会委員長、指名委員会委員、昭和電工株式会社 社外監査役、株式会社シード 社外監査役
釜和明	報酬委員会委員、株式会社IHI 代表取締役会長、(一財)日本航空機エンジン協会 代表理事、日本船舶輸出組合 理事長、極東貿易株式会社 社外取締役、(公財)財務会計基準機構 理事長、中央職業能力開発協会 会長、(一社)日本航空宇宙工業会 会長、コニカミノルタ株式会社 社外取締役
田井一郎	指名委員会委員

- (注) 1. 鈴木和男、小原之夫、釜和明、田井一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 鈴木和男、小原之夫、釜和明、田井一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は「第154期定時株主総会招集ご通知」11ページに記載しています。
3. 監査委員会委員長 鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 小森勉、指田禎一、萩原敏孝の各氏は、平成26年6月25日付をもって退任しました。

(2) 執行役の氏名等(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	大 塚 紀 男	コンプライアンス委員会 (以下CP委員会) 委員長
代表執行役専務	内 山 俊 弘	管理担当、アジア担当、コーポレート経営本部長、CP委員会副委員長
代表執行役専務	松 原 正 英	産業機械事業本部長、CP委員会委員
代表執行役専務	満 江 直 樹	技術担当、技術開発本部長、自動車事業本部長、CP委員会委員
執行役専務	芝 本 英 之	生産担当、環境担当、生産本部長、生産本部調達本部長、CP委員会委員
執行役専務	鈴 木 茂 幸	自動車事業本部自動車軸受本部長、CP委員会委員
執行役常務	ノルベルト・ シュナイダー	自動車事業本部自動車部品本部副本部長
執行役常務	荒 牧 宏 敏	技術開発本部副本部長、 技術開発本部総合研究開発センター所長、品質保証本部担当
執行役常務	波 田 安 継	自動車事業本部自動車営業本部長、CP委員会委員
執行役常務	後 藤 伸 夫	自動車事業本部自動車部品本部副本部長、 自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センター所長
執行役常務	杉 本 直 樹	産業機械事業本部副本部長、CP委員会委員、 日本精工九州株式会社取締役社長
執行役常務	神 尾 泰 宏	中国総代表、NSK中国社CEO
執行役常務	井 上 浩 二	アセアン総支配人、NSKインターナショナル (シンガポール) 社CEO、 NSKベアリング (タイ) 社社長
執行役常務	バーナード・ リンゼイ	米州総支配人、NSKアメリカズ社CEO
執行役常務	池 村 幸 雄	コンプライアンス本部長、総務部長、広報部担当、CP委員会委員、 日精ビル管理株式会社取締役社長
執行役常務	中 島 秀 雄	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部営業本部長、CP委員会委員
執行役常務	野 上 宰 門	経営企画本部長、IR・CSR室担当、CP委員会委員
執行役常務	麓 正 忠	自動車事業本部自動車部品本部長
執行役常務	鈴 木 寛	自動車事業本部自動車部品本部副本部長 (品質保証担当)、 品質保証本部副本部長
執行役常務	新 井 稔	品質保証本部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役	小 木 曾 文 雄	産業機械事業本部藤沢工場長、旭精機株式会社取締役社長、NSK富山株式会社取締役社長
執 行 役	松 本 保	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）、自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執 行 役	宮 崎 裕 也	自動車事業本部自動車軸受本部自動車軸受技術センター所長
執 行 役	村 田 一 成	米州副総支配人
執 行 役	エイドリアン・ ブ ラ ウ ン	欧米担当、財務本部長、CP委員会委員
執 行 役	伊 藤 裕 之	技術開発本部未来技術開発センター所長
執 行 役	池 田 新	人事部長、CP委員会委員、NSK人事サービス株式会社取締役社長、NSKフレンドリーサービス株式会社取締役社長
執 行 役	篠 本 正 美	技術開発本部生産技術センター所長、NSKマシナリー株式会社取締役社長
執 行 役	小 林 克 視	自動車事業本部自動車軸受本部副本部長
執 行 役	榎 本 俊 彦	財務本部副本部長
執 行 役	織 戸 宏 昌	IT業務本部長、CP委員会委員、NSKロジスティックス株式会社取締役社長
執 行 役	ユルゲン・ ア ッ カ ー マ ン	欧州総支配人、NSKヨーロッパ社CEO
執 行 役	入 谷 百 則	NSKステアリングシステムズ株式会社取締役社長
執 行 役	高 山 優	自動車事業本部自動車軸受本部石部工場長、信和精工株式会社取締役社長
執 行 役	伊 集 院 誠 司	産業機械事業本部産業機械軸受技術センター所長

- (注) 1. 大塚紀男、内山俊弘、松原正英、満江直樹、芝本英之、鈴木茂幸、野上宰門の各氏は、取締役を兼務しています。
 2. 代表執行役専務 小森勉、執行役 長島俊幸、桑城栄の各氏は、平成26年6月25日付をもって退任しました。

〔3〕取締役及び執行役の報酬等の額

①取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション（新株予約権）、退職金で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定します。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給します。

(イ)取締役の報酬

取締役の報酬は、原則として固定報酬とストック・オプションからなります。

i. 固定報酬

固定報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。

ii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、社外取締役、社内取締役の別に応じて付与します。

iii. その他

執行役を兼務しない社内取締役には、その在任年数に応じた退職金（年金）を支給します。

(ロ)執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職金からなります。

i. 固定報酬

固定報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 業績連動報酬

連結売上高営業利益率、事業利益率、連結ROEとキャッシュ・フロー及び品質を管理する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定します。

なお、個人別の報酬額は、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給します。

iii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、ストック・オプションを執行役の役位に応じて付与します。

iv. 退職金

支給された固定報酬と在任年数に基づく退職金（一時金）並びに退任時の役位と在任年数に基づく退職金（年金）を支給します。

(ハ)その他

子会社、関係会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めることとします。

②取締役及び執行役の報酬等の額

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりです。

	固 定 報 酬		業 績 連 動 報 酬		ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン		退 職 金	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
取締役（社内）	9名	66百万円	－	－	8名	3百万円	1名	1百万円
取締役（社外）	6名	42百万円	－	－	4名	4百万円	－	－
執 行 役	36名	822百万円	33名	803百万円	35名	71百万円	31名	284百万円

- (注) 1. 取締役（社内）の報酬（退職金除く）には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれています。
 2. 業績連動報酬の額は、第154期の業績に基づいた平成27年7月1日の支払い予定額です。また、第153期の業績に基づいた平成26年7月1日の支払額は651百万円です。
 3. 退職金の額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額です。また、当事業年度中に退任した執行役3名に対する退職金は181百万円です。
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

〔4〕 社外取締役に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

各社外取締役の重要な兼職先は、本報告書17ページ記載の「〔1〕取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。各氏は、「第154期定時株主総会招集ご通知」11ページ記載の当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしています。

なお、当社は株式会社IHIと取引がありますが、その取引額は当社の売上高の1%未満です。このほか、各社外取締役の重要な兼職先との間に開示すべき関係はありません。

(注) 取引額については、連結売上高等をベースとしています。

②社外取締役の主な活動状況と役割

氏名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主な活動状況と役割
鈴木和男	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会100% (14回/14回)	監査委員長に就任。公認会計士としての幅広い経験と専門的見地からコンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点からも企業価値向上に向け適切な発言を行っています。
小原之夫	取締役会 100% (10回/10回) 監査委員会100% (14回/14回) 報酬委員会100% (4回/4回) 指名委員会100% (4回/4回)	報酬委員長に就任。会社経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。
釜和明	取締役会 86% (6回/7回) 報酬委員会100% (4回/4回)	6月に取締役就任以降、会社経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。
田井一郎	取締役会 100% (7回/7回) 指名委員会100% (4回/4回)	6月に取締役就任以降、会社経営に関する幅広い経験と高い見識に基づき、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの観点から企業価値向上に向け適切な発言を行っています。

(注) 鈴木和男、小原之夫、釜和明、田井一郎の各氏は、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項〔4〕対処すべき課題」(7ページ)に記載の独占禁止法違反等にかかる事実について、その判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、当社社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行い、法令遵守について注意喚起していました。上記事実の判明後は、当社取締役会等において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること及びこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行し、当社グループの信頼回復に努めています。

③責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	165百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	196百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託し、対価を支払っています。
 4. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法、あるいはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した事項の概要は下記のとおりであります。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築しています。

また、当社グループの経営及び業務についての各種規程に則り、当社グループの各部門よりその業務にかかる事項、または子会社の取締役等より職務の執行にかかる事項について、定期的、或いは随時報告を受けています。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また、子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとしています。

なお、監査委員会が必要と認めたときは、監査委員の指揮の下でその業務を経営監査部に行わせることができることとしています。

② 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り、企業活動を行う上で、当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方、当社グループのコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項（組織、研修体制、内部通報制度等）を定め、その遵法意識の醸成を図るとともに、社内規程の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止しています。特に、国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、違反行為をより実効的に防止しています。

また、当社グループのコンプライアンス体制を強化するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化に向けた方針を策定し、その方針を実現するためのコンプライアンス強化策を策定・推進するとともに、その実施状況等を監視・監督し、これを定期的に取締役会に報告しています。

コンプライアンス本部は、コンプライアンス委員会の策定した方針に基づき、コンプライアンス強化策を実施する役割を担い、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動を、当社グループ全体を対

象として実施しています。さらに、具体的な法令、社内規程及び企業倫理の遵守のための諸施策を企画・立案し、実行するとともに、コンプライアンス協議会及びグローバル・コンプライアンス会議等とおして、当該諸施策を含むコンプライアンス強化策の当社グループ内での実施状況を監視し、これを定期的にコンプライアンス委員会に報告しています。また、コンプライアンス推進室は、上位組織であるコンプライアンス本部 法務部と連携し、法務面でのサポートを得ながら、当社グループ全体のコンプライアンスのさらなる強化推進に関する業務を行う専任部署として、当該業務の企画、推進、確認、是正等を行っています。

さらに、「財務報告にかかる内部統制規則」に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の財務報告にかかる内部統制の整備及び運用を財務本部が、評価を経営監査部が担い、合理的な保証を得られる体制を確保しています。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じないことはもちろんのこと、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針としています。さらに、グループ全体として組織的に対応するために、本方針を「NSK企業倫理規則」に明記し、継続的に周知徹底及び警察その他外部機関等との連携を強化しています。

③ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めています。

④ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理し、リスク管理体制を明確にしています。

また、経営監査部が、各部署のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取締役会に報告しています。

⑤ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制については、「文書等の保存・管理規則」に定めています。

また、当社執行役及び子会社の取締役等は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとしています。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営監査部としています。経営監査部員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとしています。

⑦ 経営監査部の執行役からの独立性及び経営監査部に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営監査部は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織となっています。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために、経営監査部長または所属の使用人に対し、直接、指揮・命令することができ、同部長及び同部員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得たうえで、代表執行役社長が行っています。

また、同部長及び同部員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとしています。

⑧ 監査委員会への報告に関する当社グループの体制

当事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、経営概況、営業報告、生産報告、または内部統制システムの整備状況その他の監査委員会が必要と認める事項につき、報告する体制を構築しています。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとしています。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、会議主催者の同意を得て、監査委員会が指名する監査委員を出席させることができることとしています。また、執行役は当社グループにおける内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告しています。

上記に定められた内容または手段による報告のほか、当社グループの取締役、執行役、使用人及び監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査委員会に報告を行うことができることとしています。

さらに監査委員会が必要と認めたときは、監査委員の指揮の下で、上記の各報告受理、会議出席及びその他の事務を経営監査部に行わせることができることとしています。

なお、当社は、報告の形式を問わず、監査委員会に報告を行った者に対してその報告を理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、当社グループ内にその旨を周知しています。

⑨ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営監査部による内部監査の有効性を確保するため、内部監査にかかる年次計画、実施状況及びその結果について、執行役に対して、計画変更、追加監査または改善を勧告することができることとしています。さらに、独自に顧問弁護士に委任し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとしています。

なお、当社は監査委員の職務の執行に関して生ずる費用について、当社はその請求に基づき、所定の方法に従って、前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理を適正かつ速やかに行っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることと考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社グループは、平成25年4月よりあらたに平成28年3月期までの中期経営計画をスタートさせました。かかる中期経営計画では、平成28年の創立100周年に向け、売上高1兆円とそれを支える経営基盤の確立を目指し「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取り組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一步進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、

「収益重視の成長」の施策として

- ・新興国での成長
- ・顧客戦略、セクター戦略強化
- ・生産力、技術開発力強化
- ・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

- ・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
- ・事業構造改革
- ・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

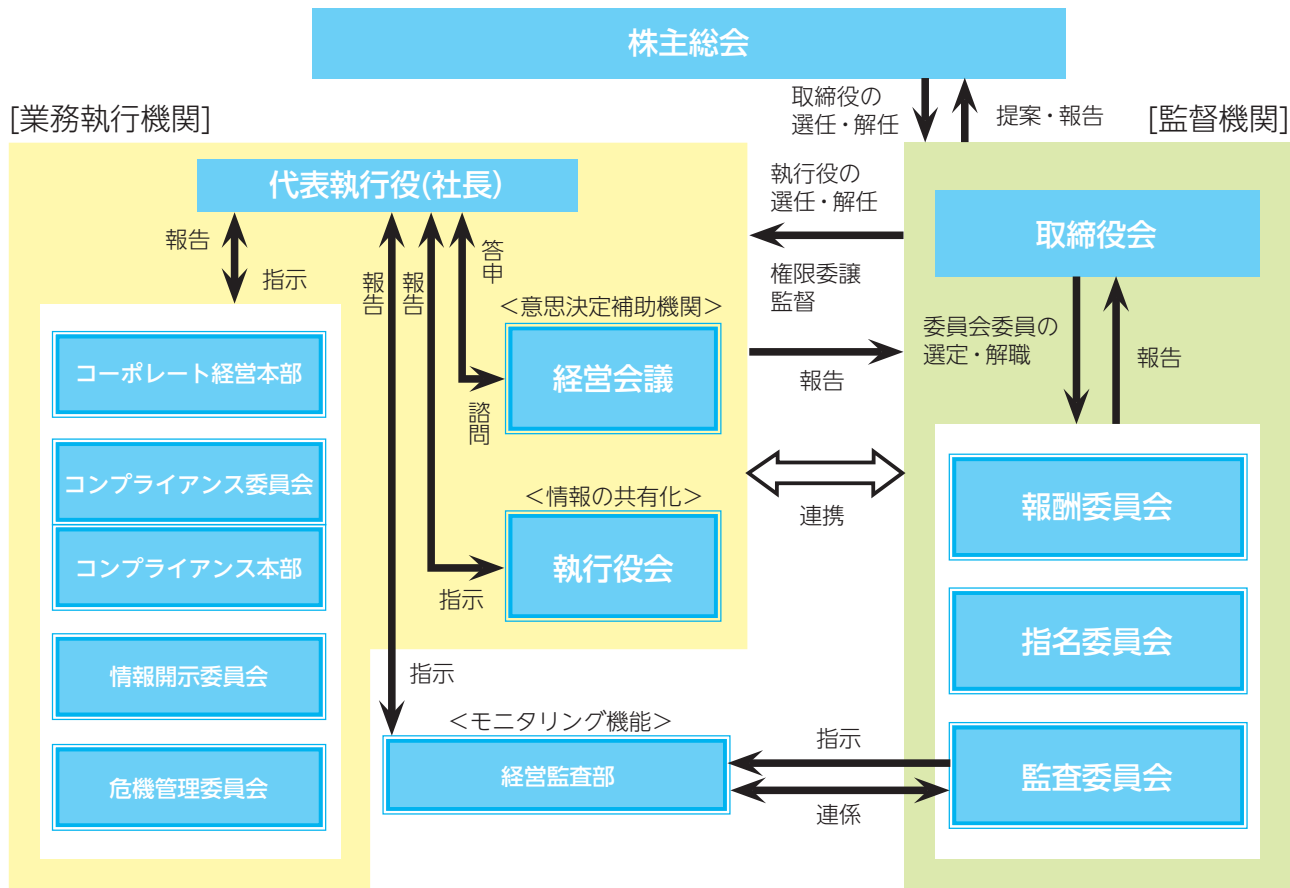
(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社、さらに平成27年の会社法改正に伴い指名委員会等設置会社となっています。監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

また、コーポレートガバナンス・コードにも適切に対応し、当社グループ全体のガバナンス体制の更なる充実を継続して図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制は次のとおりです。



③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(同規則第118条第3号ロ(2))として、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後3年の有効期

間が満了するに当たり、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)を継続いたしました。旧プランは、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成26年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 i. の意向表明書受領後10営業日(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していたくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求められることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買

付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。)

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決議(株主総会の決議に基づく場合を除きます。)は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(ニ) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(イ)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで(平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<http://www.jp.nsk.com/investors>)に掲載しています。平成26年5月23日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えています。

従いまして、上記②の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

⑤ 上記③の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断(インフォームド・ジャッジメント)を行うことができるようにするために導入

されるものです。

また、上記③の取り組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる(但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。)こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。

さらに、上記③の取り組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものです。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしています。配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本としつつ、連結ベースでの配当性向や業績水準等を勘案の上、決定したいと考えています。

この配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり16円とさせていただきます。なお、昨年12月2日に1株につき12円の間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は、前期と比べて12円増配の1株につき28円となります。

連結貸借対照表

	平成27年3月期 (平成27年3月31日)	(ご参考) 平成26年3月期 (平成26年3月31日)
(資産の部)		
流動資産	573,157	520,614
現金及び預金	76,089	68,319
受取手形及び売掛金	189,635	165,808
有価証券	106,141	100,181
棚卸資産	142,171	131,735
繰延税金資産	11,807	13,034
その他の流動資産	49,985	43,036
貸倒引当金	△2,674	△1,502
固定資産	556,007	480,317
有形固定資産	334,896	304,169
建物及び構築物	84,999	79,994
機械装置及び運搬具	171,335	151,146
土地	37,836	37,471
その他の有形固定資産	40,725	35,557
無形固定資産	11,791	12,278
のれん	111	226
その他の無形固定資産	11,680	12,052
投資その他の資産	209,319	163,869
投資有価証券	118,672	103,932
繰延税金資産	3,113	3,008
退職給付に係る資産	77,361	47,740
その他の投資その他の資産	10,550	9,696
貸倒引当金	△380	△507
資産合計	1,129,164	1,000,932

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (平成27年3月31日)	(ご参考) 平成26年3月期 (平成26年3月31日)
(負債の部)		
流動負債	339,436	331,445
支払手形及び買掛金	137,900	130,745
短期借入金	116,909	95,666
社債	—	15,000
未払法人税等	5,804	12,028
その他の流動負債	78,823	78,005
固定負債	307,867	287,330
社債	60,000	20,000
長期借入金	149,491	184,866
繰延税金負債	48,088	35,665
役員退職慰労引当金	1,674	1,567
環境対策引当金	179	178
退職給付に係る負債	40,059	36,438
その他の固定負債	8,375	8,615
負債合計	647,304	618,776
(純資産の部)		
株主資本	394,699	352,107
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,938	78,560
利益剰余金	252,667	210,739
自己株式	△4,083	△4,369
その他の包括利益累計額	61,347	7,094
その他有価証券評価差額金	44,438	31,387
為替換算調整勘定	7,592	△14,067
退職給付に係る調整累計額	9,316	△10,225
新株予約権	252	328
少数株主持分	25,560	22,626
純資産合計	481,859	382,155
負債及び純資産合計	1,129,164	1,000,932

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)		平成26年3月期 (ご参考) (平成25年4月1日～平成26年3月31日)	
	金額	対売上高比率 %	金額	対売上高比率 %
売上高	974,885	100.0	871,742	100.0
売上原価	749,374	76.9	686,109	78.7
売上総利益	225,511	23.1	185,633	21.3
販売費及び一般管理費	128,183	13.1	117,583	13.5
営業利益	97,327	10.0	68,049	7.8
営業外収益	9,090	0.9	8,971	1.0
受取利息及び配当金	2,748		2,123	
持分法による投資利益	2,659		3,854	
雑益	3,683		2,993	
営業外費用	15,415	1.6	10,235	1.2
支払利息	5,059		4,811	
雑損	10,355		5,424	
経常利益	91,002	9.3	66,785	7.7
特別利益	－	－	3,826	0.4
投資有価証券売却益	－		2,839	
固定資産売却益	－		986	
特別損失	3,025	0.3	16,269	1.9
独占禁止法関連損失	3,025		16,269	
税金等調整前当期純利益	87,976	9.0	54,341	6.2
法人税、住民税及び事業税	20,340	2.1	18,576	2.1
法人税等調整額	2,380	0.2	1,952	0.2
少数株主損益調整前当期純利益	65,255	6.7	33,812	3.9
少数株主利益	3,293	0.3	2,645	0.3
当期純利益	61,962	6.4	31,167	3.6

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	67,176	78,560	210,739	△4,369	352,107
会計方針の変更による累積的影響額			△4,872		△4,872
会計方針の変更を反映した当期首残高	67,176	78,560	205,867	△4,369	347,234
当期変動額					
剰余金の配当			△15,161		△15,161
当期純利益			61,962		61,962
自己株式の取得				△49	△49
自己株式の処分		378		335	714
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	378	46,800	285	47,464
平成27年3月31日残高	67,176	78,938	252,667	△4,083	394,699

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成26年4月1日残高	31,387	△14,067	△10,225	7,094	328	22,626	382,155
会計方針の変更による累積的影響額							△4,872
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,387	△14,067	△10,225	7,094	328	22,626	377,283
当期変動額							
剰余金の配当							△15,161
当期純利益							61,962
自己株式の取得							△49
自己株式の処分							714
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	13,050	21,659	19,542	54,253	△75	2,934	57,112
当期変動額合計	13,050	21,659	19,542	54,253	△75	2,934	104,576
平成27年3月31日残高	44,438	7,592	9,316	61,347	252	25,560	481,859

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)	平成26年3月期 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,709	70,342
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,335	△ 42,402
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,304	△ 3,204
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,364	2,527
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,434	27,263
現金及び現金同等物の期首残高	168,940	141,653
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	22
現金及び現金同等物の期末残高	184,374	168,940

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (平成27年3月31日)	(ご参考) 平成26年3月期 (平成26年3月31日)
(資産の部)		
流動資産	318,756	301,507
現金及び預金	15,220	15,993
受取手形	6,910	6,602
電子記録債権	5,886	5,007
売掛金	89,375	86,240
有価証券	106,081	100,071
製品	19,346	18,182
仕掛品	11,030	9,622
原材料及び貯蔵品	2,163	2,141
未収入金	45,761	40,937
繰延税金資産	4,351	4,564
その他の流動資産	12,628	12,300
貸倒引当金	-	△158
固定資産	443,464	438,168
有形固定資産	73,112	73,516
建物	23,126	24,169
構築物	1,174	1,244
機械装置	27,568	27,375
車両運搬具	42	30
工具器具備品	1,974	1,653
土地	15,466	15,472
リース資産	575	657
建設仮勘定	3,182	2,914
無形固定資産	9,085	9,759
借地権	930	930
その他の無形固定資産	8,154	8,829
投資その他の資産	361,266	354,891
投資有価証券	78,997	67,477
関係会社株式	198,757	199,269
関係会社出資金	35,626	35,124
長期貸付金	4,131	5,346
長期前払費用	224	221
前払年金費用	39,838	43,758
その他の投資その他の資産	3,948	4,092
貸倒引当金	△258	△399
資産合計	762,221	739,675

	平成27年3月期 (平成27年3月31日)	(ご参考) 平成26年3月期 (平成26年3月31日)
(負債の部)		
流動負債	273,657	281,616
支払手形	2,968	2,503
電子記録債務	28,402	26,871
買掛金	84,558	82,072
短期借入金	127,150	107,764
社債	-	15,000
リース債務	143	177
未払金	12,020	24,613
未払費用	15,997	14,614
未払法人税等	1,186	6,751
預り金	1,204	1,206
その他の流動負債	25	41
固定負債	209,931	205,932
社債	60,000	20,000
長期借入金	124,500	158,500
リース債務	455	504
繰延税金負債	21,198	23,182
役員退職慰労引当金	1,674	1,567
環境対策引当金	147	147
その他の固定負債	1,955	2,030
負債合計	483,589	487,548
(純資産の部)		
株主資本	241,090	223,781
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,785	78,407
資本準備金	77,923	77,923
その他資本剰余金	862	483
利益剰余金	98,954	82,315
利益準備金	10,292	10,292
その他利益剰余金	88,661	72,023
事業研究費積立金	1,627	1,627
固定資産圧縮積立金	4,267	4,201
別途積立金	51,766	63,766
繰越利益剰余金	31,000	2,428
自己株式	△3,826	△4,118
評価・換算差額等	37,288	28,016
その他有価証券評価差額金	37,288	28,016
新株予約権	252	328
純資産合計	278,631	252,126
負債及び純資産合計	762,221	739,675

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

	平成27年3月期 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)		平成26年3月期 (ご参考) (平成25年4月1日～平成26年3月31日)	
	金額	対売上高比率 %	金額	対売上高比率 %
売上高	464,780	100.0	459,060	100.0
売上原価	381,588	82.1	379,435	82.7
売上総利益	83,192	17.9	79,624	17.3
販売費及び一般管理費	61,690	13.3	57,733	12.6
営業利益	21,502	4.6	21,890	4.8
営業外収益	26,511	5.7	6,979	1.5
受取利息及び配当金	24,649		6,198	
雑益	1,862		781	
営業外費用	9,447	2.0	5,458	1.2
支払利息	3,194		3,152	
雑損	6,253		2,305	
経常利益	38,566	8.3	23,412	5.1
特別利益	－	－	3,826	0.8
投資有価証券売却益	－		2,839	
固定資産売却益	－		986	
特別損失	3,537	0.8	16,769	3.7
独占禁止法関連損失	3,025		16,269	
関係会社株式評価損	511		499	
税引前当期純利益	35,028	7.5	10,468	2.3
法人税、住民税及び事業税	4,020	0.9	6,847	1.5
法人税等調整額	△1,528	△0.3	610	0.1
当期純利益	32,537	7.0	3,011	0.7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					事業研究費 積立金	固定資産 圧縮積立金	
平成26年4月1日残高	67,176	77,923	483	78,407	10,292	1,627	4,201
会計方針の変更による累積的影響額				-			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	67,176	77,923	483	78,407	10,292	1,627	4,201
当期中の変動額							
剰余金の配当				-			
積立金の積立額				-			
積立金の取崩額				-			△140
税率変更による増加額				-			206
当期純利益				-			
自己株式の取得				-			
自己株式の処分			378	378			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)							
当期中の変動額合計	-	-	378	378	-	-	66
平成27年3月31日残高	67,176	77,923	862	78,785	10,292	1,627	4,267

	株 主 資 本					評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計						
	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
平成26年4月1日残高	63,766	2,428	82,315	△4,118	223,781	28,016	28,016	328	252,126
会計方針の変更による累積的影響額		△4,535	△4,535		△4,535		-		△4,535
会計方針の変更を反映した 当期首残高	63,766	△2,107	77,779	△4,118	219,245	28,016	28,016	328	247,590
当期中の変動額									
剰余金の配当		△11,362	△11,362		△11,362		-		△11,362
積立金の積立額			-		-		-		-
積立金の取崩額	△12,000	11,933	△206		△206		-		△206
税率変更による増加額			206		206		-		206
当期純利益		32,537	32,537		32,537		-		32,537
自己株式の取得			-	△44	△44		-		△44
自己株式の処分			-	335	714		-		714
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)						9,272	9,272	△75	9,196
当期中の変動額合計	△12,000	33,107	21,174	291	21,844	9,272	9,272	△75	31,041
平成27年3月31日残高	51,766	31,000	98,954	△3,826	241,090	37,288	37,288	252	278,631

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 原 勝彦 ㊟
業務執行社員
指有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊟
業務執行社員
指有限責任社員 公認会計士 武 藤 太 一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

日本精工株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中	修	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤	太一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。さらに、当該事業年度における事業報告、計算書類等並びに連結計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、当委員会が定めた監査の方針、職務の分担及びコンプライアンスの状況を最重点監査項目とした当期の監査計画に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務等の状況を調査しました。連結計算書類については、執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

日本精工株式会社 監査委員会

監	査	委	員	鈴	木	和	男	Ⓔ
監	査	委	員	小	原	之	夫	Ⓔ
監	査	委	員	市	川	達	夫	Ⓔ

(注) 監査委員鈴木和男及び小原之夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

▶ ZOOM UP

「NSKビジョン2026」を発表 ～あたらしい動きをつくる。～

NSKは、2016年11月8日に創立100周年を迎えるにあたり、10年後の2026年にこうありたい姿を表した「NSKビジョン2026」を社内外に発信しました。

① NSKビジョン2026

あたらしい動きをつくる。

あらたなライフスタイルを生み出し、笑顔あふれる明日を実現するための、
次の「動き」をつくる。

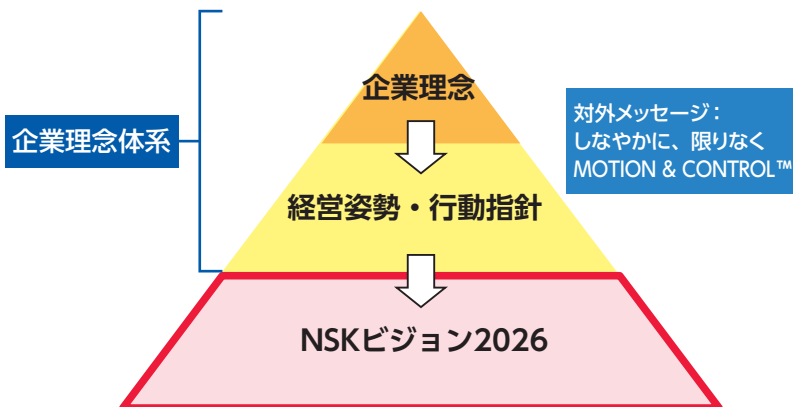
社会のニーズをいち早く発掘し、世界中の期待を超える、
誰も想像できなかった「動き」をカタチにする。

私たちが未来を動かしていく。

② 企業理念体系と「NSKビジョン2026」

当社グループの企業理念体系は、社会への貢献や環境保全に代表される普遍的な使命、存在価値、経営姿勢などを示しています。

この度、創立100周年を迎えるにあたり、企業理念実現に向けた指針となるよう「NSKビジョン2026」を策定しました。本ビジョンは、当社グループが中長期的に到達すべき姿を具体的なメッセージで示しています。



③ 「NSKビジョン2026」に込めた想い

目まぐるしく変わる環境の中、当社グループの一人ひとりが新たな一歩を踏み出すことで、あたらしい動きをつくりだします。部品メーカーの視点のみにとどまることなく、お客様の視点で、提供すべき技術や機能、製品、サービスを考え、革新的なアイデアを具現化します。あたらしい動きによって、人々の暮らしがより安全、安心、快適で豊かなものとなるよう努めていきます。

※本ビジョンに込められた想いは、NSK創立100周年特設サイト<http://www.jp.nsk.com/100th/>からもご覧いただけます。

「NSKビジョン2026」の出来あがるまで

本ビジョンは、若手社員を中心としたプロジェクトメンバーと、経営層で構成される「NSK創立100周年委員会」で策定しました。お客様をはじめとする社外の声や世界中の社員へのアンケートに加え、若手メンバーが国内と海外の主要拠点22箇所を訪問し、400名以上の社員の意見などを広く集め、議論を重ねて作り上げました。



若手社員が中心となった活発な議論



海外拠点でのワークショップ

④ NSK創立100周年記念ロゴマーク

本ビジョンの発表に合わせ創立100周年記念のロゴマークを制作しました。「100周年を超えたその先」の当社グループの発展と、未来に向かって飛躍していく「あたらしい動き」を表現しています。軸受をモチーフにした図案により、当社のルーツをあらためて強調しました。今後、広告や看板といった制作物に広く使用していきます。



株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 1単元の株式の数 1,000株
- 株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座へ記録されている場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所 [未払配当金のお支払いのみ] 株式会社みずほ銀行 全国本支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

(注) 株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載 電子公告により行います。 <http://www.jp.nsk.com/>
但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

メモ

Horizontal dotted lines for writing notes.

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ

Horizontal dotted lines for writing notes.

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

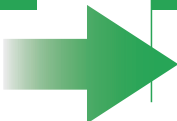
ご参考

株主の皆様へのお知らせ

配当金の口座振込をご存知ですか？

郵便局の窓口でのお受け取りの場合

- ◎ 受け取り忘れのリスクがあります。
- ◎ 郵便局に出向く手間がかかります。



口座振込のお手続きを済ませますと…

ご指定の口座に振り込まれるため、
確実に受け取りいただけます。

● お手続きに関するご質問

- 1 証券会社に口座をお持ちの場合、**お取引の証券会社**へ
- 2 証券会社に口座をお持ちでない場合、**みずほ信託銀行(株)**※へ お問い合わせください。
(特別口座へ記録されている場合)

※みずほ信託銀行(株)証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324

単元株式数を変更いたしました。

1,000株 → 100株

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るため、**平成27年4月1日**より、単元株式数を1,000株から100株に引下げました。

※単元株式数の変更に伴い、平成27年4月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も、1,000株から100株に変更されました。

なお、株主様におかれましては、一切のお手続きは不要です。



日本精工株式会社
ホームページアドレス
➤ <http://www.jp.nsk.com/>

